「石川県飲酒運転の根絶に関する条例(仮称)案」について

1 制定の趣旨

本県における昨年の飲酒運転の検挙数は340件と、過去10年で最多となり、今後もコロナ禍からの社会経済活動の回復基調の中で、飲酒運転の増加が懸念される。

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒していない場合に比べ、約9倍と死亡事故につながる危険性が高く、交通事故の発生が低水準のうちに、県民総ぐるみによる飲酒運転の根絶を推進する条例を制定する。

なお、県民はもとより、観光客も対象として飲酒運転の根絶を進める。

2 条例の主な内容

(1) 基本理念

全ての県民が「飲酒運転をしない、させない、許さない」という認識のもと、自転車を含む全ての車両における飲酒運転の根絶を社会全体で推進する。

(2) 責務

県、県民、市町、事業者の責務を規定

(3) 通報(努力義務)

飲酒運転(その疑いのある者を含む)発見時の警察官への通報

(4) 飲酒運転に関する情報提供、根絶に向けた啓発

県民への情報提供・啓発等のほか、飲酒運転根絶の日を設定して重点 的に取組を推進

(5) 飲酒運転根絶宣言

飲酒運転根絶の推進を宣言する飲食店、事業所(酒類販売店、その他 企業)を登録する制度を創設

(6) 表 彰

飲酒運転根絶の優秀な取組を表彰

3 その他

条例に規定するもののほか、具体的な取組は、毎年度、予算に計上して実施するものとする。